

写

令和2年6月19日

県医師会による

特定健診・特定保健指導参加医療機関の長 各位

福井県医師会長

池 端 幸 彦

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた
特定健康診査等ならびにがん検診等健康増進事業の再開について

時下 ますますご清勝のことと存じます。

平素は、特定健診・特定保健事業にご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。
ます。

さて、本県においては感染拡大防止のため、緊急事態宣言を踏まえ、各市町において毎年実施している特定健診・保健指導等ならびにがん検診等の健康増進事業について、当面の間実施を見合わせるよう各市町に県より通知がなされておりましたが、今般の緊急事態宣言の解除を受け、特定健診等の再開ならびに留意事項が福井県より各市町等に対し別添のとおり発出されましたので連絡申し上げます。

つきましては、本内容を踏まえ特定健診等が再開され、受診券の発行が各保険者において実施されることとなりますので、今後の特定健診事業等へのご協力を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、「令和2年度福井県がん検診（個別・集団）の実施について」（別添2）については、別途、がん検診受託医療機関へ送付予定です。

写

健政第 566 号
保 第 514 号
令和2年6月16日

各市町国民健康保険担当課長 様
各市町後期高齢者医療担当課長 様
各市町健康づくり担当課長 様

福井県健康福祉部
健康政策課長
保健予防課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた特定健康診
査、がん検診等の実施について

日ごろより、本県の保健事業の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申
し上げます。

さて、本県では「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏ま
えた特定健康診査・特定保健指導等、がん検診等健康増進事業ならびに各自治体
が実施する歯科健康診査・歯科保健指導における対応について」（令和2年6月1
日付健康政策課長、保健予防課長連名通知）を発出し、各市町が実施する特定健
診、がん検診等については、県医師会との調整が終了するまでの間、実施を控え
るよう依頼したところです。

県医師会との調整の結果、特定健診、がん検診等については、「令和2年度福井
県特定健診（個別・集団）の実施について」（別添1）、「令和2年度福井県がん検
診（個別・集団）の実施について」（別添2）に基づき、実施することになりました
ので、実施にあたっては、適切な感染拡大防止策等を講じるようお願いいたし
ます。

【担当】

（特定健診等）

健康政策課健康長寿グループ 谷口・藤田・岸下
TEL 0776-20-0352

（健康増進事業）

健康政策課健康長寿グループ 谷口・永井
TEL 0776-20-0352

（がん検診）

保健予防課がん対策グループ 廣瀬・示野
TEL 0776-20-0349

令和2年度福井県特定健診（個別・集団）の実施について

I 特定健診の実施について

○ 基本姿勢

新型コロナウイルス感染症対策として「3密」（密閉・密集・密接）を避けることが原則となっているので、特定健診会場・施設では可能な限り「3密」を避ける配慮をする。

○ 特定健診実施における環境の整備

- ・受診者、関係職員は、マスク（サージカルマスク、布マスク等）着用を原則とする。受診者には事前にマスク着用が必須であることを周知する。
- ・受付時、新型コロナウイルス感染症防止に関する問診（発熱、継続する風邪症状、自覚症状、渡航歴、新型コロナウイルス感染者および濃厚接触者との接触歴）および体温測定を行い、受診者の健康状態を確認する。
- ・発熱があるなど受診者として不適当と判断（別紙により確認）した場合は、受診者に説明した上で、後日、体調が回復してからの受診をお願いする。
- ・「3密」を避けるため、予約制による人数制限、受診日や受診時間の分散、受診者間の適切な距離の確保、受診者と職員が対面で話す際の適切な距離の確保、1時間に2回以上定期的な換気など環境整備に配慮する。
- ・職員の手指の消毒、不特定多数が出入りする場所や触れる箇所などの定期的な消毒を実行する。

○ 特定健診が感染源とならないための配慮

- ・職員は毎朝出勤前に体温測定し、発熱等の症状を認めるときには職場に電話連絡し、医療機関を受診する。
- ・症状のある医療従事者や職員は特定健診業務に従事させないこととする。
なお、症状がある職員などの対応については、新型コロナウイルス感染者の可能性もあることを前提に、管理者が適切に対応することとする。また、日頃より感染者が発生した場合の対応マニュアルを作成するなど、事前準備を整えておく。
- ・検査機器等は、受診者の体が触れる部分を受診者毎にアルコール消毒液又は次亜塩素酸ナトリウム消毒液で清拭する。

○再度緊急事態宣言が発出された時の対応

- ・再度「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」が発出された場合は、原則緊急事態

宣言期間は実施を延期する。

延期に向けては、「緊急事態宣言」発出までに段階的な情報提供により、急な延期による特定健診現場の混乱を避ける。

延期までの段階： 新規感染者が1週間に5人 ～ 特定健診実施、特定健診延期の準備（新規受付中止）
新規感染者が1週間に20人 ～ 特定健診を原則延期*

※延期は施設等クラスターの発生および特定地域など感染状況を踏まえて判断

2 受診者をお願いする事項

- ・ 特定健診時には各自マスクの着用をお願いします。
なお、原則マスクはご自身でご用意ください。
- ・ 特定健診は原則予約制となっています。
- ・ 受診前に新型コロナウイルス感染症に関する問診（別紙参照）、体温計測をお願いします。また、換気のために室温が上昇したり、低下したり適温に保てない状況が想定されます。感染防止のためにご協力をお願いします。
- ・ 入口等にアルコール消毒液を用意しますので、入館（室）時や退館（室）時のほか、健診中も適宜手指消毒にご協力下さい。
- ・ 風邪症状が続く方、基礎疾患(持病)の症状に変化がある方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方は、特定健診受診について事前に主治医にご相談ください。
当日健診をお断りする場合があります。
- ・ 個別の特定健診については、各医療機関に対応をご確認の上、受診をお願いします。
受診ができないまたは一部検査が実施できない場合もありますのでご注意ください。

特定健診を受診される皆様へのお願い

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、次の方は健診受診をお断りしています。該当項目がないか確認し、一つでも当てはまる場合は、体調が回復してから受診してください。

- ☆ 風邪症状が持続している方
- ☆ 発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が 37.5℃以上を目安とする。）、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁、鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚障害、嗅覚障害などの症状のある方
- ☆ 過去 2 週間以内に発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が 37.5℃以上を目安とする。）のあった方
- ☆ 2 週間以内に、法務省・厚生労働省が定める諸外国への渡航歴がある方（およびそれらの方と家庭や 職場内等で接触歴がある方）
- ☆ 2 週間以内に、新型コロナウイルスの患者やその疑いがある患者（同居者・職場内での発熱含む）との接触歴がある方
- ☆ 新型コロナウイルスの患者に濃厚接触の可能性があり、待機期間内（自主待機も含む）の方

出典：日本総合健診医学会他「健康診断実施における新型コロナウイルス感染症対策について」

○上記症状が続く場合、あるいは基礎疾患（持病）の症状に変化がある方は医療機関にご相談ください。
○新型コロナウイルスに感染すると悪化しやすい高齢者、糖尿病・心不全・呼吸器疾患の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方は健診受診について主治医にご相談ください。